# 

(送達場所)

〒727-0021 広島県庄原市三日市町309 原告 髙 野 邦 夫

〒101-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 被告 国 代表者法務大臣 齋藤 健(さいとう けん)

## 準 備 書 面 (3)

付 属 書 類	
甲号証写し	1通

記

### 第一. 準備書面(2)の補遺

かなり往年の昔でしたか、控訴・上告等の上訴手続は、当該上訴裁判所でも出来た記憶があります。というより、本来上訴は原審の裁判に不服がある場合に上訴裁判所に対して行うものです。 それを原審に上訴手続を行わせれば、都合の悪い部分を隠蔽するという不正が行われる危惧があります。この頃であれば、本件即時抗告却下決定の如き姑息な「お手盛り決定」など成立の余地はなかった筈です。この点は立法論として法務省にて検討されるべき事柄でしょう。

### 第二.甲第21号証について

1. <mark>甲第21 号証</mark>は、国の引用する[最高裁判所平成 11 年(許)第 20 号 平成 12 年 3 月 10 日 第一小法廷決定民集第 54 巻 3 号 1073 頁]を最高裁判所の Hp よりダウンロードしたものです。

【要旨一】<mark>証拠調べの必要性を欠くことを理由として文書提出命令の申立てを却下する決定に対しては、右必要性があることを理由として独立に不服の申立てをすることはできない</mark>と解するのが相当である。論旨は採用することができない。

- 2.「二件の文書提出命令口頭却下と即時結審」を、二件の文書提出命令「<mark>口頭却下</mark>」と「<mark>即時結審</mark>」 に分けて検討すると、「<mark>口頭却下</mark>」だけなら、<mark>右必要性があることを理由として独立に不服の申立てをすることはできない</mark>と言えるでしょう。しかしながら、「<mark>即時結審</mark>」と結び付けられる時は、即時抗告期間(一週間の不変期間)を侵害し、ひいては、即時抗告を行う権利(以下即時抗告権という)を侵害する違法な裁判行為となるのである。
- 3.本件即時抗告却下決定(甲第 3 号証)は、加藤裁判官が下したもので、自らが行った「二件の文書提出命令口頭却下と即時結審」を正当化する「お手盛り決定」と言えよう。
- 4.私が本訴で不法行為(民法 709 条)と主張しているのは、「<mark>即時結審</mark>に結び付けられた<mark>口頭却下</mark>」なのである。即ち、結果として「即時抗告期間(一週間の不変期間)を侵害し、即時抗告を行う権利 (以下即時抗告権という)を侵害する違法な裁判行為」となったのではなく、私の即時抗告を封ずる 手口(手段・方法)として「即時結審に結び付けた口頭却下」を行ったのである(害意)。

5.これは、加藤裁判官の大先輩である綿引万里子(元)裁判官(以下綿引(元)裁判官という)が行った手口と酷似しています。違いは綿引(元)裁判官の場合は「これは必要ありませんね」と軽く言って即時結審した「闇却下」だった事です(甲第 13 号証の 1,2・甲第 12 号証)。

#### 第三. 結語

- 1.準備書面(1)に続き、必要と思料されるところを掻い摘まんで、述べた。足りなければ幾重に主張と立証を重ねる所存である。
- 2.なお甲号証写しについては、必要に応じて詳細に説明いたします。

**令和 5 年 6 月 28 日(水)作成** 以上原告 高 野 邦 夫